

船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

1. 概要

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の6第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正された。

これに伴い、令和6年8月5日付け「地域包括支援センター設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知、令和6年8月5日一部改正。以下「通知」という。）において、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務等の改正が行われたことから、本市要綱を改正する必要性が生じたもの。

2. 改正内容（第5条（所掌事務）関係）

（1）第1号等

通知と同様の文言に修正する。

（2）第2号 センターの職員配置基準に関する事

省令の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員配置基準が改められ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置や複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに職員配置を行うことが可能となったことから、新たに追加するもの。

（3）第3号 センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関する事

省令の一部改正により、居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから総合相談支援業務の一部について委託を受け、総合相談支援事業を実施することが可能となった。

委託の実施にあたっては、あらかじめ地域包括支援センター運営協議会の意見を聴く必要があることから、新たに追加するもの。

なお、本市では、現段階で総合相談支援事業の一部委託を認める予定はない。

（4）第4号 センターの行う業務に係る方針に関する事

改正前の要綱では、第5条第1号へにおいて、「センターの運営方針に係る事項」として規定していたが、改正通知にて、総合相談の一部委託の方針についても本項目に含まれることとなったため、新たに第4号に規定した。

（5）第5号 センターの運営に関する事

改正前の要綱では、第2号に書類の提出を受けること、第3号にセンターの評価を行うことを分けて規定していたが、改正通知に倣い、新たに第5号として規定した。

また、改正前の第3号における評価の内容がケアプランに係る事項しか規定されていなかったが、本来、センターの評価は改正通知に記載のとおり多岐にわたるものであるから、改正前の要綱の当該規定は削除した。

3. 施行期日

令和7年4月1日

令和7年第1回船橋市議会定例会にて、上記省令改正に係る船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例が議決され、令和7年4月1日施行予定であることから、同日を施行期日とする。